

飲食店への時短要請等

期間

令和3年10月1日（金）～10月21日（木）

対象

県全域

要請内容

| 区分 | 認証店（*1） | 非認証店 |
|------|----------------|---|
| 営業時間 | 5～ 21時 | 5～ 20時 |
| 酒類提供 | 11～20時半 | 自粛 〔但し、一定要件（*2）を 満たす場合は 11～19時半 〕 |



（*1）「新型コロナウイルス対策適正店認証制度」の認証店。

但し、令和3年9月30日までに県に認証の取得申請を行っている店舗を含む（本県独自）

10月1日以降に認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

（*2）①アクリル板の設置 ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の奨励 ④換気の徹底 ⑤入店案内4人以内

※ カラオケ設備の利用自粛（カラオケボックス等を除く）

協力金（単価/日）

中小企業：2.5～7.5万円

大企業：上限20万円